

富士市先導的テレワーク移住者支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東京圏から市内への移住を促進するため、テレワークの実施を機に市内に転入した者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の区域をいう。
- (2) テレワーク 情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 令和2年8月1日以降に本市に転入をした者であって、転入をした日の前日まで1年以上継続して東京圏に居住していたこと。
- (2) 補助金の交付を受けた日から1年を超えて市内に定住する意思があること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。

ア 東京圏に存する企業等に在職している被雇用人であって、現にテレワークで勤務していること。

イ 東京圏において事業活動を行う個人事業主であって、現にテレワークで事業活動を実施していること。

- (4) 市町村税及び特別区税を滞納していないこと。
- (5) 申請者の属する世帯の世帯員がいずれも過去にこの要領に基づく補助金及び他の同種の補助金の交付を受けていないこと。ただし、富士市若者世帯定住支援奨励金交付要綱（平成26年富士市告示第79号）の奨励金、富士市在宅テレワーク対応リフォーム支援補助金交付要綱（令和3年富士市告示第41号）の補助金及び富士市多世代同居・近居支援奨励金交付要綱（令和3年富士市告示第40号）の奨励金を除く。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定める費用とする。

- (1) 本市への転入に伴い、市内に存する住宅に引越しをするために要した費用のうち引越業者又

は運送業者に支払った費用

- (2) 本市への転入に伴い、新たに市内に住宅を取得するために要した費用（中古住宅及び分譲マンションについては、その改修費用を含む。）
- (3) 本市への転入に伴い、住宅を賃借するために要した賃料（共益費を含むものとし、2か月分に限る。）、敷金、礼金及び仲介手数料
- (4) 本市への転入後、東京圏に存する企業等に通勤するために要した費用（2か月分に限る。）
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額（住宅の取得又は賃借並びに通勤に当たり、勤務先からの住宅手当又は通勤手当その他これに類する金員が支給されている場合にあっては、これを控除した額）とし、50万円を上限とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付の申請）

第6条 申請者は、転入をした日から1年を経過した日又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、富士市先導的テレワーク移住者支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 本市に転入する直前に居住していた市区町村において消除された住民票の写し
- (2) 被雇用者にあつては、勤務先の在職証明書（第2号様式）及び勤務先にテレワーク制度があることを確認できる書類
- (3) 個人事業主にあつては、開業届出済証明書の写し及び業務委託契約書の写し等のテレワークで事業活動を実施していることを確認できる書類
- (4) 市町村税及び特別区税を滞納していないことを証する書類
- (5) 住宅を取得した場合にあつては、住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し及び領収書の写し
- (6) 住宅を賃借した場合にあつては、住宅の賃貸借契約書の写し並びに賃料等の支払額が確認できる書類の写し
- (7) 引越しをするために要した費用に係る補助金の交付を申請する場合にあつては、引越しに係る領収書の写し
- (8) 東京圏に存する企業等に通勤するために要した費用に係る補助金の交付を申請する場合にあつては、交通費に係る領収書の写し
- (9) 勤務先から住宅手当又は通勤手当その他これに類する金員が支給されている場合にあつて

は、これらの支給状況が確認できる書類

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に際し必要があると認めるときは、申請者の同意を得て申請の内容について確認することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、富士市先導的テレワーク移住者支援補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、交付の決定に当たっては、条件を付することができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月3日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

富士市先導的テレワーク移住者支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

富士市先導的テレワーク移住者支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補 助 対 象 経 費	住宅取得	取得費（土地購入費除く）		円
		リフォーム費		円
		小計（A）		円
	住宅賃借	賃料・共益費（2か月分）		円
		敷金		円
		礼金		円
		仲介手数料		円
		小計（B）		円
	引越費用（C）		円	
	通勤費用（2か月分）（D）			
勤務先からの住宅手当又は通勤手当等（E）	有 ・ 無		円	
補助対象経費（ $F = A + B + C + D - E$ ）			円	
補助申請額（ $F \times 1/1$ 、上限 50 万円、千円未満切捨）			円	

- 補助金の交付を受けた日から1年を超えて市内に定住する意思があります。
- 私の属する世帯の世帯員がいずれも過去にこの要領に基づく補助金及び他の同種の補助金の交付を受けていません。ただし、富士市若者世帯定住支援奨励金交付要綱（平成26年富士市告示第79号）の奨励金、富士市在宅テレワーク対応リフォーム支援補助金交付要綱（令和3年富士市告示第41号）の補助金及び富士市多世代同居・近居支援奨励金交付要綱（令和3年富士市告示第40号）の奨励金を除く。
- 必要に応じて市長が住民基本台帳その他公募等の調査を行うことについて同意します。

氏名 _____

（氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）

（注） 該当する項目の□に✓を付してください。

在職証明書

年 月 日

（宛先）富士市長

所在地

証明者 名称

代表者職氏名

（氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）

年 月 日時点において、次の者を従業員として雇用していることを次のとおり証明します。

被雇用者	住 所	
	氏 名	

就業状況	勤務先	名 称	
		所 在 地	
		電 話 番 号	
	テレワーク実施状況	<input type="checkbox"/> 被雇用者は、現にテレワークで勤務しています。	

（注） 該当する項目の□に✓を付してください。

第3号様式（第7条関係）

富士市先導的テレワーク移住者支援補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長



年 月 日付けで申請のあった富士市先導的テレワーク移住者支援補助金の交付
について、次のとおり決定したので通知します。

交 付 決 定 額	円
交 付 の 条 件	